

# 令和5年 第9回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和5年10月31日(火) 14時57分 から 16時47分

2. 開催場所 東神楽町役場新庁舎3階委員会室A

3. 出席委員 10名

会長	12番	島田 謹介
会長職務代理	1番	伴野 善清
	2番	安藤 有一
	3番	蒔田 義仁
	4番	野々瀬 浩司
	5番	栗本 豊美
	6番	伴野 竜太
	7番	北山 秀雄
	10番	西村 俊彦
	11番	藤田 尚広
	8番	前田 哲也
	9番	伊藤 伸也

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第6 議案第4号 あっせん委員の指名について

第7 議案第5号 農地の現況証明願いについて(農委処分)

第8 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

係長 宮原 健太

主事 武田 翔太

## 開会

事務局長	それでは皆さまこんにちは。定刻より少し早いですけれども、案件が多いものですから進めていきたいと思っております。本日、前田委員と伊藤委員から出席できない旨の連絡をいただいております。ただいまの出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、令和5年東神楽町農業委員会第9回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗読します。ご起立願います。今日は3番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、花と緑の我が郷土に、夢と希望のもてる生産性の高い農業の育成に努めます。ご着席下さい。それでは、会長からご挨拶いただきます。
------	--

## あいさつ

会長	東神楽町農業委員会第9回通算737回総会にあたりましてひと言ご挨拶申し上げます。本日は、数日前からの雪で足元の悪い中、また外仕事も残っている委員さんもいる中で、皆さんお忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。はじめの挨拶、いつも何を話して良いものかと考えているのですが、本日の全国農業新聞に地域計画のことがちらっと載ってまして、うちの農業委員会におきましても、アンケート集計を実施しておりまして8割近く回答をいただいているということです。これを基に、令和7年3月31日が期日でございますけれども、それまでに地区の相談会などを通してしっかりしたものを作って提出できればと思っております。今日の総会ですけれども11月総会ということで、案件も多いですけれども慎重審議よろしく願います。
----	--

## 会議録署名委員の指名について

会長	それでは議事に入ります。日程第1会議録署名委員の指名について、本日は5番栗本委員、6番伴野竜太委員です。
----	--

## 【報告】 農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局より願います。
宮原係長	はい。報告第1号。令和5年10月31日以降における農業委員会の概況について報告いたします。11月8日、あっせん委員会を開催。島田会長、伴野代理、伊藤農地部長、蒔田委員、北山委員、藤田委員に参加いただいております。また同日、3条申請及び現況証明に係る現地確認を島田会長、伴野代理、伊藤農地部長、野々瀬委員、前田委員、藤田委員、立ち合いのもと行っております。11月17日、現況証明に係る現地確認を島田会長、伴野代理、伊藤農地部長、伴野委員、前田委員、立ち合いのもと行っております。以上です。

## 【議案】 農地法第18条第6項の規定による通知について

会長	続きまして日程第3議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明お願いいたします。
武田主事	はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。今回5件ございます。番号7番、所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積23,121㎡。貸主は〇〇。借主は〇〇。解約成立日が令和5年11月1日。土地の引渡日が、令和5

	<p>年11月26日となっております。合意解約となっております。解約の事由は、売買のため解約したいということです。当初契約期間、令和3年3月29日から令和6年3月28日までの強化法の解約になります。こちら後に出てきますが、売買により別の方へ所有権移転を行うための解約となっております。8番、所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積3,732㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇さん。解約の成立日が11月1日。土地の引渡日、11月30日までです。こちら合意解約となっております。解約の事由が、貸し替えのため解約したいということです。当初契約期間、平成27年3月31日から平成30年3月30日までを基本としなお法定更新により継続中の農地法3条で結ばれたものを解約するものとなっております。この度、通いで耕作されていた1枚の圃場につきまして、集約化を目的とし別の方に賃貸するための解約となります。9番、所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積10,726㎡。貸主〇〇。借主〇〇さん。解約の成立日、11月1日。土地の引渡日が、11月30日となっております。こちら合意解約となっております。解約の事由が貸し替えのため、解約したいということです。当初契約期間、令和3年2月26日から令和7年11月30日までの強化法の解約となっております。こちら国営の設計の絡みによって一部離れたところにある圃場を解約し、別の方と新たに賃貸するものとなっております。10番、所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積23,258㎡。貸主は〇〇さん。借主〇〇さん。解約の成立日、11月1日。土地の引渡日、11月30日です。こちら、合意解約となっております。解約の事由が貸し替えのため、解約したいということです。当初契約期間、令和3年2月2日から令和13年11月30日までの強化法の解約となっております。こちらも同様に圃場の集約化に伴う解約です。最後11番、所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」、面積12,228㎡。貸主は〇〇さん。借主〇〇。解約の成立日、11月1日。土地の引渡日、11月26日となっております。こちら合意解約となっております。解約の事由は、貸借契約の整理のため、解約したいということとなっております。当初契約期間、平成26年2月28日から令和6年2月27日までの強化法の解約となっております。こちら昨年の忠栄高台の国営基盤整備の工事に伴いまして、土地の耕作者が変わったために、一部解約するものです。以上です。</p>
会長	はい。農地法第18条第1項に係る許可を要しないことが確認できたため、適法な解約といたします。

【報告】農地法第3条の規定による許可申請について

会長	続きまして日程第4議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
武田主事	はい。それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。今月1件あがってきております。番号5番です。所有権移転、売買となりまして譲渡人が〇〇さん。譲受人が〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇、現況地目「畑」ほか1筆。総面積が4,144㎡。借主の経営状況については153,548.20㎡を耕作しておりまして、労力総数が3名。対価が1,000,000円。申請理由といたしましては農地を処分したいということになっております。〇〇の〇〇さん所有地を近隣の農家である〇〇さんが購入するものです。以上です。
会長	担当、野々瀬委員。
野々瀬委員	はい。〇〇さんからご主人がお亡くなりになったので農地を処分したいとの旨、相談がありました。

	<p>て今回の売買にあたっては昨年より隣接地を購入している〇〇さんをおっせん候補者として調整しておりました。〇〇さんの方もビニールハウスを撤去、畑の木を伐採したり売買の準備を進めていましたが、〇〇さんと同じ行政区で古くから付き合いのある〇〇さんから、〇〇さんの所有する農地について土地を含めて全て購入し、〇〇さんの生活を支援したいという申し出がありまして、今回農地法3条の許可申請に至っております。この3条申請に至る経緯については、〇〇さんも事情を納得いただいているところであります。〇〇さんの息子である経営者の〇〇さんにおかれましては、購入する田について水張りを行い水活交付対象水田として維持される考えも聞いておりますし、農業経営等についても水稲、施設園芸で安定した経営をされております。それでは、慎重審議のほどよろしくお願いたします。</p>
会長	<p>はい。ただいま担当の野々瀬委員から説明がありましたが、この件に関しまして皆さんの方から何かございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>無ければ決定いたします。</p>

【議案】旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

会長	<p>続きまして、日程第5議案第3号旧農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。事務局より説明お願いたします。</p>
武田主事	<p>はい。今回、所有権移転が3件、利用権設定の新規案件が16件となっております。45番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか4筆。総面積が23,815㎡。売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限につきましては12月31日までとなっております。売買価格につきましては、8,047,000円。反当価格は田で400,000円、畑で200,000円となっております。売主は〇〇をつけられている方で、今回その代理である〇〇からのおっせん申し出となります。以上です。</p>
会長	<p>はい。担当、私です。</p>
会長	<p>こちらの案件ですけれども、今年の案件ではなく以前からそろそろ売却したいと聞いておりました。去年より相手方を探しておりました。こちらの田3筆。畑2筆ですけれども、まず田の方ですけれども先ほど議案第1号第7号で解約したものとなっております。畑は図面を見ていただきますと、赤枠で囲ってあるところ〇〇-〇〇と〇〇-〇〇になります。申出人からの要望が、住宅及び納屋も一緒に買っていただける方ということで時間がかかりました。今回、隣接で耕作をしている方の中から探していたところ、〇〇さんが町道を挟んでむかい側の〇〇さんの農地を耕作しており、すぐ下のところの写真が〇〇になりますが、こちらも隣接していることから承諾していただき今日に至りました。価格につきましては、水田が400,000円。こちら両側の農地の以前のおっせん価格と同額になりまして、畑は半額の200,000円と設定し双方に確認しましたところ納得していただきましたのでこちらの金額となりました。私からの説明は以上です。</p>
会長	<p>ただいま担当からの説明がありましたが、皆さんの方から何かご意見、ご質問ございませんか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>無ければ決定いたします。続きまして46番。</p>
武田主事	<p>46番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が10,633㎡。売買となっております。所有権移転日は本</p>

	日。対価の支払い期限が12月31日までとなっております。売買価格については、1,430,000円。反当価格については、地番図をご覧ください。4枚の圃場があるうち、一番南側にある四角形及びひとつ飛ばしたうえの四角形の圃場が180,000円、それ以外の形がいびつなものが170,000円となっております。以上です。
会長	担当、蒔田委員。
蒔田委員	ただいま事務局からお話しがあったとおりでありますが、補足させていただきますと今回この土地については、今年まで私と〇〇さんと共同で借りていた麦畑でありました。去年の秋口に〇〇さんより売買をしたい、道営の基盤整備にかかっているところでもありまして、売買で片付けたいという話しがありまして、場所的にも隣りで耕作している〇〇さんが将来的には大きく作れるということで、今回お話しをしたところ快く受けていただきましたので、賃貸契約は元々違うものだったのですが、そこから1年間だけ賃貸の延ばしまして今年解約しまして、〇〇さんへ売買をお願いする形となりました。売買の金額についても、事務局から話しがありましたが〇〇さん、〇〇さんの話し合い調整によりこの金額でとのことになりました。以上です。
会長	はい。担当委員からの説明が終わりましたが、皆さんから何かございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして47番。
武田主事	47番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか3筆。総面積が58,225㎡。売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限が、来年1月31日までとなっております。売買価格については、5,823,000円。反当価格は畑で100,000円となっております。以上です。
会長	担当、蒔田委員。
藤田委員	こちらですが〇〇の山の土地であります。〇〇さんのところを見にいったかと思うんですが、その隣の土地でありまして、下の方が勾配がきついということで反当価格100,000円としております。今までですが、〇〇さんの土地を賃貸で貸しておりましたが、借主の方も今年限りで〇〇の土地はお返ししたいということで売買先を探しましたところ、近隣で耕作されております〇〇さんに快く引き受けていただきました。〇〇さんにつきましても大きくやられる方で何ら問題ないかと思いますが慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	はい。担当委員より説明がございましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんでしょうか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして、利用権設定関係の48番。
武田主事	48番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」、面積が3,107㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、12月1日から令和8年11月30日までの3年間。賃貸料は42,000円で、反当価格は14,000円となっております。以上です。
会長	担当、私です。
会長	こちらの新規案件ですけれども、ただいま事務局から説明のあったとおりでございますが、補足させていただきます。議案第3号48番の地番図をご覧ください。〇〇-〇〇の内〇〇が水田になっていまして、同じく〇〇に賃貸されていまして、実際の作業受託者は〇〇の〇〇さんであります。

	今回続きで赤枠で囲ってある部分の〇〇-〇〇の内〇〇は、私の知る限りこれまでアスパラを作っておりまして、畔部分に木も生えているような場所ではありますが、〇〇さんの方でもうすでに抜根もされ除礫もし水が来ている状態で、8月の内に既に代掻きもしており来年に向けて水田を作ると聞いております。賃貸料の14,000円は、〇〇で一番高い価格でありまして、すでに〇〇で借りられている〇〇-〇〇の内〇〇と同額であります。何ら問題ないかと思いますが慎重審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	ただいま担当より説明ありましたが、皆さまの方から何かございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして49番。
武田主事	49番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が3,732㎡。貸借権の設定、賃貸借となっておりまして、利用権設定の始期が、12月1日から令和10年11月30日までの5年間。賃貸料は、50,000円で、妥当価格は14,000円となっております。解約の件でもありましたが〇〇さんが耕作されていた通いのところをこの度貸し替えのため〇〇さんに賃貸するものです。以上です。
会長	担当、安藤委員。
安藤委員	事務局から説明のあったとおりでございます。〇〇さんにおかれましては通いで、しかも1枚しかないため効率化を図るため今回やめたいとお話がありました。〇〇さんにお願ひした経緯ですが、地図を見ていただきますと隣の〇〇-〇〇から先ほど説明のありました〇〇さんの方まで、そして〇〇-〇〇下の方も作られています。集約、集積が図れるということで快く引き受けていただきました。〇〇さんにおかれましては、お父さまも健在で問題ないかと思いますが慎重審議お願いいたします。
会長	ただいま担当委員の説明終わりましたが、皆さんから何かご意見などないでしょうか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして50番。
武田主事	50番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」、面積が10,726㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、12月1日から令和8年11月30日までの3年間。賃貸料は88,500円で、妥当価格は10,000円となっております。こちらも解約の件で出ましたが、もともと〇〇さんが耕作されていたところを国営の設計の関係で事前に〇〇さんに貸し替え集約するものです。以上です。
会長	担当、伴野代理。
会長代理	ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。〇〇さんにおかれましては、まだ年齢も若く積極的に規模拡大も進められております。まだ国営の設計段階ではありますが、それにも向けまして今回の案件になった次第であります。問題ないかと思いますが慎重審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	ただいま担当委員の説明終わりました。この件に関しまして皆さんから何かありますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして51番。
武田主事	51番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が23,258㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。

	利用権設定の始期は、12月1日から令和7年11月30日までの2年間。賃貸料は、161,800円、反当価格は〇〇-〇〇及び〇〇の水田のあるところが10,000円、それ以外の北側の麦のところが8,000円となっております。以上です。
会長	担当、伴野代理。
会長代理	ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。ここは、元々私が作っておりまして今回合意解約ということで、ゆくゆくは国営に絡みまして〇〇さんがなるべくまとめたいというご意見もありまして、この案件となった訳であります。それであれば、売買という話もありましたがこの後にも出てきますが、他にも売買がありましてしばらくは賃貸でということになりました。単価につきましては、売り主であります〇〇さんの事情ということで、これまでの価格から下げまして、上の水田が10,000円。下の方の麦、かなり水はけも悪いという状況もあり8,000円とさせていただきます。問題はなかろうかと思いますが、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	ただいま担当委員の説明終わりました。この件に関しまして皆さんから何かありますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして52番。
武田主事	すみません。52と53番、続けて説明させていただきます。52番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか6筆。総面積が61,622㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権の設定の始期、12月1日から令和15年11月30日までの10年間。賃貸料は、685,200円、反当価格は平場の473-2、3、4が13,000円、それ以外の山の方が11,000円となっております。続いて53番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積が1,125㎡。貸借権の設定、使用貸借となっております。利用権設定の始期が、12月1日から令和15年11月30日までの10年間です。賃貸料は無償です。以上です。
会長	担当、伴野代理。
会長代理	ただいま事務局の方から説明のあったとおりでございますけれど、〇〇さんですがご主人が今年の8月に亡くなられ、今回奥さまの方から来年度に向け賃貸をしたい旨の相談を受けた訳でございます。地区、隣接者等、色々と考慮した結果、まわりは〇〇さんということで〇〇さんをお願いをしたところ快く引き受けていただいたところでございます。図面を見てもらったら分かると思いますが、〇〇-〇〇のある方が山ということで11,000円。そして下の方の〇〇-〇〇がある方が、13,000円ということで受けさせていただきました。また、53番の方でありますけれど473-6、こちら右側の方には現在ハウスが建っておりまして、また若干建物にかかっているといったこともありまして、まだまだ片付け等もあります。そういった面も考慮して、現在耕作ができる状態ではありませんし、面積も小さいこともあり白川さんにも確認を取りましたところ、草が生えないよう耕して管理するというので、〇〇さんにも了承いただき無償となりました。特段問題ないかと思いますが、慎重審議のほどよろしく申し上げます。
会長	ただいま担当委員の説明ありましたが、こちらの2件について皆さんから何かありますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして54番、55番こちら2件お願いします。
武田主事	まずは54番です。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか7筆。総面積が43,975㎡。貸借権の

	設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、12月1日から令和15年11月30日までの10年間。賃貸料は240,500円で、反当価格は10,000円となっております。続いて55番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積が810㎡。貸借権の設定、使用貸借となっております。利用権設定の始期が、12月1日から令和15年11月30日までの10年間。賃貸料、無償となっております。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。担当、伴野代理。
会長代理	ただいま事務局の方から説明のあったとおりでございますけれど、同じく〇〇さん関連の案件でございます。まず、図面を見ていただいたら分かると思いますけど、今年の6月ぐらいに本人に引き渡しが終わりました、本年より耕作を始めている新規の国営が終わった農地になります。図面のおりかなり作りづらい状態になっている訳ですが、もちろん下の方も含めまして〇〇さんへご相談しましたところ、山の方はちょっと大変だという話をいただきまして、隣接はしていませんけれど〇〇さんへお願いをしましたところ快く引き受けていただいた案件であります。賃貸価格につきましては、こういった場所であることも考慮しまして、10,000円とさせていただきます。続きまして同じく55番でございますけれど、こちらも図面を見ていただくと分かると思いますが、面積が8畝しかないという事もありなかなか作りづらいということで、〇〇さんとの相談の結果、先ほどと同じようにロータリーをかけるなり農地の維持が精一杯ということで吉田美恵子さんにも確認をしたところ、それでお願いしますとということで無償といたしました。特段問題ないかと思いますが、慎重審議のほどよろしくお願いします。
会長	ただいま担当委員の説明ありました。皆さんの方から何かありますか。
会長	はい。ちょっと質問あるんですけど、55番の三角の畑ですが、ここは道営や国営で隣りと一緒になるようなことはないんですかね。
会長代理	事業の除外地になります。
会長	はい。分かりました。他に何かありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして56番から61番まで国営絡みの一時貸付になりますので、こちら一括して事務局より説明いただき、その後、伴野代理に説明いただきたいと思います。それでは、事務局よりお願いいたします。
武田主事	ここからは、昨年工事をした〇〇農区の説明をします。56番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が12,131㎡。貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期、本日から令和14年11月30日までの10年間。賃貸料は31,700円で、反当価格は10,000円。57番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が12,131㎡。貸借権の設定で賃貸借です。利用権の設定の始期が、本日から令和14年11月30日までの10年間。賃貸料は、45,300円、反当価格10,000円です。58番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が10,623㎡。貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期が、本日から令和14年11月30日までの10年間。賃貸料、31,500円。反当価格10,000円。59番。利用権設定を受け



	<p>る者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇/〇〇/〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が12,591㎡。貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期が、本日から令和14年11月30日までの10年間。賃貸料は86,500円。反当価格10,000円です。60番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇/〇〇。現況地目「田」ほか6筆。総面積が13,570㎡。こちら貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期が、本日から令和14年11月30日までの10年間。賃貸料、117,000円で、反当価格は12,000円です。61番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇/〇〇/〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が10,171㎡。貸借権の設定、賃貸借。利用権設定の始期が、本日から令和14年11月30日までの10年間。賃貸料は75,700円で、反当価格は12,000円です。以上です。</p>
会長	担当、伴野代理。
会長代理	<p>ただいま事務局の方から説明のあったとおりでございますけれど、この〇〇農区が今年の5月末から6月にかけて、全ての工事完全には終わっていませんけれどもほぼ終わって、個人への引き渡しが行われた訳であります。その後、一時利用指定農地が設定され今年度より耕作をしている訳であります。〇〇地区の工事が終わるまで換地ができないといったこともありまして登記ができないと、そのため旧図面と照らし合わせましたところ極端に言えば、縦だったところが横になったりなど、重なっているところが多く今回の案件が出てきております。中身については、ほぼ10,000円となっておりますが12,000円のところもあります。あくまでも当事者間で話し合ったものであることを報告させていただきます。特段問題ないかと思っておりますけれども慎重審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
会長	ただいま担当委員より説明ありましたが、こちらの件について皆さんからご意見ありませんでしょうか。
会長	すみません。私からよろしいでしょうか。確認なんです、これを見て担当委員そして事務局の方、相当苦勞なさったんではないかというところが垣間見れます。1つ確認の中で、賃貸期間10年というのは換地を見据えた中での10年ということで良かったですね。
会長代理	はい。そのように見込んでおります。
会長	分かりました。他に何かないですか。はい。安藤委員。
安藤委員	これ地図を作る前にこういう風になるよね。と決めていたんですよ。
会長代理	<p>ここ難しいところなだけで、かなり後の方になって出てきてその説明が推進室の方とうまくいってなくて、結局こんな時期になった訳なんですけれども、最初からこういった話しが出てればという話しもかなり出て揉めたりしました。なるべくこれからは持ち家ごとに区画を決めてはということも出てきて、これに関しては山なんですけど1人の持ちものがそこに3段しかないだとか、例えば下の方だと1町、2町だとかあったりするんですけど、このあたりは田んぼが2枚・3枚しかないといったこともあり、思いきった配置転換でできるだけ効率よく使いたいというみんなの意見で、こういった思いきった形になっていて個人間の差もかなり出てしまっています。</p>
武田主事	すみません。今回の件もそうですけれど、昨年春先など、〇〇地区であったり〇〇地区であったり、色々やった経緯がございますがこの度、農業委員会での取り決めをした工事後の賃貸や売買について、そこまで農家さんに浸透していないということを今回改めて感じました。そこも1つ

	<p>の原因ではあるんですけども、皆さんが理解をされていなければ今回のような賃貸を納得していただき進めていけないものですから、今後事務局も国営会議で出ていったりして、国営が入った後の賃貸はこういった考えでやっているというのをお知らせしていきたいと思います。皆さまの地区におかれましても今後、道営・国営事業が入る予定があると思いますので、もし農家さんから聞かれた場合には、このようにやっていますとお伝えいただければと思います。すみませんがよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>事務局からの説明に補足なんですけど、たぶん皆さんもご存知かと思うんですが、国営工事に絡んで雑種地など、畑でなかったところ農地でなかったところが、工事終了後に水田にかわるといったことも多々起きておりますので、あとからその他事項でも話すと思うんですけども、こちらも考え方は最終的に賃貸にせよ売買も絡むかもしれませんが、実際に水を張って水田もしくは転作田として使えるわけなので、賃貸料は発生してしまうよというところは皆さん共通認識として抑えておいてほしいと思います。その他事項でも、事務局より詳しく説明あるかと思いますが、その点よろしくお願いたします。続きまして、会議規則15条の規定によりまして〇〇の退室を求めます。それでは62番。</p>
武田主事	<p>はい。62番と63番、続けてよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>分かりました。関連性ございますので一括でお願いいたします。</p>
武田主事	<p>はい。62番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇/〇〇。現況地目「田」。面積が1,390㎡。貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期が、本日から令和14年11月30日までの10年間。賃貸料は3,000円。反当価格は10,000円です。続いて63番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか7筆。総面積が274.72㎡。貸借権の設定、賃貸借です。利用権設定の始期が、本日から令和14年11月30日までの10年間。賃貸料は2,300円。反当価格は10,000円です。こちらも同様の案件です。以上です。</p>
会長	<p>担当、蒔田委員。</p>
蒔田委員	<p>はい。ただいま事務局よりお話しあったとおりでございますが、まず62番の〇〇さんと〇〇さんのところになるんですが、こちらは今までと同様一部が〇〇さんの土地の方に入ってしまったことによるものです。これについては、以上ですがもう1つ〇〇さんとの案件ですが、1度売買は終わっているのですが、ご本人の希望で雑種地の方が残っておりまして、今回国営事業後に水張りとなってしまうため賃貸が発生したものになります。ただ、これも10年後に換地によりまして畑よせにより合わせる形になりますので、賃貸はその時点でなくなると思います。少し複雑なところにはなりますが、問題ないかとは思いますが、慎重審議の方、よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>ただいま担当委員より説明ありましたが、この件について皆さんからご意見ありませんでしょうか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>補足ではないですけども、元は雑種地であったけれど工事のため水張りになってしまったという事例です。</p>

【議案】 あっせん委員の指名について

会長	続きます、日程第6議案第4号あっせん委員の指名について、事務局よりお願いいたします。
武田主事	はい。それではあっせん申し出のあった案件について、説明いたします。今回、申出が7件ございまして10番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇現況地目「田」ほか2筆。総面積45,954㎡。11番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積1,998㎡。12番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積1,505㎡。13番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積6,467㎡。14番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積32,752㎡となっております。15番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積19,932㎡。最後16番。申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積40,612㎡。すべて農振農用地区域内で申し出理由売買です。以上です。
会長	あっせん委員の指名についてですが会長一任でよろしいですか。
各委員	(同意)
会長	はい。それでは指名します。10番、伴野代理、伊藤農地部会長、蒔田委員、北山委員。11番、伴野代理、伊藤農地部会長、栗本委員、西村委員。12番、伴野代理、伊藤農地部会長、藤田委員。13番、伴野代理、伊藤農地部会長、蒔田委員、北山委員。14番、伴野代理、伊藤農地部会長、蒔田委員、北山委員。15番、伴野代理、伊藤農地部会長、蒔田委員、北山委員。16番、伴野代理、伊藤農地部会長、栗本委員、西村委員。以上、よろしくお願いいたします。

【議案】 農地の現況証明願いについて（農委処分）

会長	続きます、日程第7議案第5号農地の現況証明について事務局より説明がありますが、会議規則15条により〇〇の退席を求めます。
武田主事	はい。それでは現況証明願いについてご説明致します。今月は2件あがってきております。番号7番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「農地以外」。面積が149㎡。判定地目につきましては農地、採草放牧地以外となっております。利用状況といたしましては時期不詳だが過去から雑種地として利用となっております。所有者は〇〇さん、申請人は〇〇。こちらは11月8日に、島田会長、伴野代理、伊藤農地部長、藤田委員、事務局で現地確認を実施しました。実際には農道及び用水路の一部となっており、耕作不可能であると判断しました。以上です。
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	ただいま事務局から説明があったとおりでございます。去年、工事が入り、上が田んぼになっておりまして農道ができて、該当の土地がありまして、そのすぐ横に側溝があります。とても耕作できる場所ではございません。〇〇の方がここを使いたいということですのでこのような形となりました。以上、説明でございます。よろしく申し上げます。
会長	ただいま担当委員より説明ありましたが、こちらに関しまして皆さんの方から何かご意見ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ交付します。続きます8番。

武田主事	番号8番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「農地以外」ほか1筆。総面積、223.28㎡。判定地目につきましては農地、採草放牧地以外となっております。利用状況といたしましては時期不詳だが従前より雑種地の様相を呈しているとなっております。所有者、申請人ともに〇〇さん。こちらは11月17日に、島田会長、伴野代理、伊藤農地部長、前田委員、伴野委員、事務局で現地確認を実施しました。農道として利用されており、農地台帳上の管理も雑種地となっていたことから耕作不可能と判断しました。以上です。
会長	担当、伴野竜太委員。
伴野委員	ただいま事務局より説明のあったとおりです。補足しますと、今回現況証明があがってきた土地につきましては、図面の左隣りにあります〇〇さんが数年前に〇〇さんから購入した田の脇になります。この度、道営の工事が近く入るということで、土地の整理をしていたところ〇〇さんの雑種地が残っており、今回あっせんにあがってございました農地売買の際、登記地目上「田」であることが分かったため、現況証明願いに至りました。特段、問題ないかと思いますがよろしくお願いたします。
会長	ただいま担当委員より説明ありましたが、こちらに関しまして皆さんの方から何かご意見ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ交付します。

#### 【その他】

会長	続きまして、日程第8その他についてお願いたします。
事務局	① 12月総会の日程について ② 忘年会及び互助会費について（幹事長より） ③ 令和5年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について ④ 農地売買に係る隣接の個人所有の農道及び用水路等の取り扱いについて